

静岡県立大学短期大学部附属図書館市民利用細則

平成 19 年 4 月 1 日 細則第 22 号

改正 平成 22 年 12 月 28 日

(目的)

第 1 条 大学教育を広く地域社会に開放し、地域の教育文化の向上に役立てるため、本学の附属図書館（以下「図書館」という。）を一般市民（以下「市民」という。）の利用に供する。

(利用者)

第 2 条 図書館を利用できる者は、18 才以上の市民（学生・生徒を除く）で、調査研究を目的とする者とする。

(利用範囲)

第 3 条 図書館を利用できる範囲は、館内閲覧と複写とし、館外貸出は、本学の教育研究に支障のない範囲で、図書館長が特に必要と認めた場合に限り、期間及び条件を付して許可することができる。

(利用手続)

第 4 条 図書館を利用しようとする市民は、本人であることを証する資料（健康保険証など。）を提示し、所定の申込書を提出しなければならない。

2 図書館長は、前項により申出のあった者が、第 2 条に該当する場合は、期限 1 か年の一般市民利用者カードを発行する。

(利用心得)

第 5 条 図書館を利用する市民は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入館するときは、必ず一般市民利用者カードを提示すること。
- (2) 閲覧室においては、所定の席を利用すること。
- (3) 空席がないなど、状況によっては、利用を制限する場合があること。
- (4) 静岡県立大学短期大学部附属図書館利用規程を順守すること。
- (5) その他図書館長の指示に従うこと。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 12 月 28 日から施行する。